

平成27年度鳥取県地域自立支援協議会（第2回） 概要

日 時 平成28年3月22日（火） 午後1時30分から午後3時30分
場 所 倉吉体育文化会館 2階 中研修室

1 あいさつ

2 報告事項

（1）障がい者施策に係る予算要求の状況

資料1 平成27年度補正予算案の状況（経済対策）

資料2 平成28年度当初予算要求における障がい児・社福祉施策関係の主な事業（当初予算要求ベース）

（事務局）

- ・前回会議で障がい者雇用を進めるための予算を検討していたが、事情により今回の計上は見送った。

（田中委員）

- ・あいサポートの事業所が1,000社を超したとあるけど、これは障がい者の雇用も増えるということ。

（事務局）

- ・そこが直結していればいいけれど、あいサポート企業が直接障がい者を雇用するかというとそれはまた別の話。ただ、商工労働部のほうであいサポート企業を回って障がい者雇用の協力依頼を行っている。

（中島委員）

- ・鳥取県で平成30年までに障がい者雇用に1,000人増やすというので、うち515人は福祉就労から一般就労への移行となっているが、何の施策も打たれていない。
- ・目標値は138人、それに届けばいいけれど、27年度の実績は26年度（96人）横ばいか、もしくは右下がりになる可能性もある。

（事務局）

- ・なかなかいいアイデアや施策がなくてこの度は予算化できなかった。継続検討とさせていただきます。

（中島委員）

- ・ブレーキがかかっているのは、国の施策自体が工賃向上に偏っていて、一般就労移行に対する補助がないからでは。国の補助金を当てにしないで、鳥取県独自でそういう施策を立てて、予算を確保していかなければならないのではないかと。

(事務局)

- ・国の財源のあるなしではないと思っているので、必要な施策で効果的なものであれば、単県でも十分臨んでいく。

(2) 計画相談の進捗状況について

(資料3 鳥取県内平成27年度計画相談実績)

(中島委員)

- ・数字的には達成に向かっていくということで間違いはないが、新規に加え更新で計画を作らないといけないものが更に乗っかってくる。そんな状況で職員はかなり疲弊していて、相談支援専門員が離職してしまう事態も起きている。実際問題はかなり厳しいということを知っておいていただきたい。

(3) 相談支援アドバイザーの活用について

(資料4 鳥取県障がい者相談支援アドバイザー活用に係る意見交換会の結果報告)

(中島委員)

- ・相談支援アドバイザーが何を助言してくれるのか市町村から見えていないところに問題があると思うので、各市町村を回って意見交換をする中で、アドバイザーの活用方法を知っていただきたいと思ったんだけど。

(事務局)

- ・市町村単独ではなく、まずは各自立支援協議会で意見交換しようという意見が大半だったので、各自立支援協議会の皆さんと、他地区のアドバイザーさんも入れて皆さんで意見交換をしましょうというふうになった。
- ・そこで他地区のアドバイザーに来てもらって意見交換すれば、こういう有益なことがあるんだと認識してもらい、そこから各市町村に降りていくこともあるかもしれない。

3 議事

(1) 圏域課題について

(資料5 地域課題(鳥取市))

(小林座長)

- ・ショートステイの空き状況をホームページで紹介することを検討と記載してあるけど、実際に実施はしていない。できることはやっぱり圏域ごとにやっていただきたい、でないと問題を県に上げるだけになってしまう。

(中島委員)

- ・発達障がいの理解啓発用リーフレットには、それぞれの地域の児童デイサービスをきちんと記載してほしい。そういう福祉サービスがあるということを学校に理解しても

らえていない。パンフレットに名前が載っている、載っていないで影響がある。

(2) その他

(染川委員)

- ・多目的トイレ利用促進事業は、大規模災害の時に特に高い必要度が想定される県内避難所各所に配置するのはどうか。

(事務局)

- ・避難所にあらかじめ設置しておくのも想定されるが、そこで災害等が起こらないこともあるし、リース業者に保管、点検してもらったほうがいつでも出動できる体制がとれる。
- ・公の場で新規に作る際には、オストメイト対応など多目的機能を持ったものを作ろうという流れになっているので、今後はそういうトイレが増えていくことになる。

(中井委員)

- ・ハートフル駐車場の整備について、お金が回ってこないのではなかなか整備できないというような話があった。何か支援（補助）等はないか。

(事務局)

- ・補助についてはちょっと聞いたことがない。

(小林座長)

- ・また詳しいことわかりましたら教えてください。

【ハートフル駐車場の整備に係る補助等について】

○鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（生活環境部住まいまちづくり課所管）
既存建物への車いす使用者用駐車場施設及び屋根の設置に対する補助制度あり。

- ・補助率：1／2
- ・補助上限額：100万円
- ・申請先：建物所在地の市町村

※市町村が補助制度を設けていない場合は制度利用できない

[参考] 鳥取県福祉のまちづくり条例（生活環境部住まいまちづくり課所管）の改正（平成28年4月1日施行）により、床面積5,000㎡以上の大規模建物は、車いす使用者用駐車場のうち1台分以上について、屋根の設置が義務化された。（官公署は床面積にかかわらず全て対象。）

(中井委員)

- ・個人的な印象だが、ワークコーポとっよりは使えるところ、行く人っていうのが限られていて、何となくあまり人気がないような。

(小林座長)

- ・それぞれの事業所が受け持っているものを一斉に受注して、シェアして、作業量を安定させようという発想はすごくいいんだけど。仕事量が不足しないようにとスタッフの力量以上の作業量をとってきているので、仕事が消化できなくなっている。

(中島委員)

- ・B型事業所は顔の見える関係の中で、どんな活動、作業をしてもらって生きがいを見つけてもらえたらいいのか、工夫して事業をやってきた。ところが工賃を上げないといけないとこういうシステムができて、これが逆に一般就労を妨げているんじゃないかと思う。

(事務局)

- ・高単価で多少技術を伴う作業をクリアすることで、B型事業所の利用者の方々もA型に移っていくというようなことも狙っている。